

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

制 定 平成27年 3月31日
最近改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定・推進するに当たり、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、行政経営部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表のとおりとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、市の職員のうちから委員を指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案策定等を円滑に行い、職員参加を推進するため、推進委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、推進委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
行政経営部長
税務部長
市民部長
理事（人権政策担当）
都市魅力部長
児童部長
理事（家庭児童相談担当）
福祉部長
理事（福祉指導監査担当）
健康医療部長
保健所長
環境部長
都市計画部長
理事（公共施設整備担当）
土木部長
理事（地域整備担当）
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事（大規模特異災害担当）
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長